

## 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（仮称）（案）及び 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の 一部を改正する告示（仮称）（案）について

### 1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会<sup>1</sup>」において検討を進め、令和 3 年 10 月以降の新型車を対象に、令和 6 年 10 月から電子的な検査（車検）を開始（※）することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととし、検査用スキャンツールの技術基準を定めることとします。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和 4 年 10 月以降の新型車を対象に令和 7 年 10 月から検査を開始

### 2. 改正概要（省令）

#### (1) 指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第 2 条関係】
- ②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第 12 条関係】
- ③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第 2 及び第 3 号様式関係】

#### (2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和 47 年運輸省令第 52 号）の一部改正

・軽自動車検査協会について、(1)①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。

#### (3) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成 26 年国土交通省令第 13 号）の一部改正

・指定点検整備事業者について、(1)と同様の改正のほか、所要の改正を行う。

#### (4) その他関係省令の一部改正

・上記のほか、関係省令について所要の改正を行う。

#### (5) 経過措置

- ①施行日前に指定自動車整備事業者である者（指定の申請中である者を含む。）に係る自動車検査用機械器具の基準は、改正前の基準とする。
- ②令和 6 年 9 月末までの間は、改正前の基準により指定自動車整備事業の申請を行うことができるものとする。
- ③指定点検整備事業者について、①及び②と同様の経過措置を規定する。

### 3. 改正概要（告示）

#### (1) 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）の一部改正

- ・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

- ・ 自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- ・ 使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- ・ 自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- ・ 故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- ・ 検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること 等

※車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会の最終報告書付録3を元に、適切な用語に変更する等の修正を行って告示といたします

### 4. スケジュール（予定）

公布：令和3年3月末

施行：令和3年10月1日【2. (1)③以外】

令和6年10月1日【2. (1)③】

<sup>i</sup> [https://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD\\_Inspection\\_System.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html)